

# 令和8年度 鳥取市 置き配ボックス設置事業 支援補助金

## 申請の手引き



申請窓口 生活環境課（市役所本庁舎 2階 25番窓口）

## 目 次

1	対象設備と補助額	1
2	補助の要件	1
	(1) 申請者の要件	
	(2) 対象設備の要件	
	(3) 対象設備を設置する住宅の要件	
3	補助対象経費	2
4	申請手続き	2
	(1) 申請期間	
	(2) 申請方法	
	(3) 予算上限	
	(4) その他	
5	提出書類	3
	(1) 提出書類	
	(2) 書類作成上の注意事項	
6	市への協力	3
7	Q & A	4

## 1 対象設備と補助額

対象設備	補助額
置き配ボックス	補助対象経費の2分の1 または1万円の少ない方 ※千円未満は切り捨て

## 2 補助の要件

### (1) 申請者の要件

次の要件を全て満たすもの。

- ① 申請時において、対象設備を設置する住宅に住所を有し、本市の住民として住民基本台帳に記録されていること
- ② 対象設備の設置について契約し、費用の負担及び設備の所有をしていること
- ③ 次に掲げるものの滞納がないこと  
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金

### (2) 対象設備の要件

配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に**購入及び設置**が完了したものであること
- ② 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートルの物品を収納することが可能なもの
- ③ 耐久性を備え、ワイヤーなどの**盗難防止のための器具で固定**されたもの
- ④ 購入日時点で**新品未使用**であるもの（フリマアプリでの購入、個人間で売買したもの等を除く）
- ⑤ **置き配ボックス等の名称が明記**された商品であって、単に屋外で物品を保管する箱でないもの
- ⑥ 住宅を新築、改築する際に当該住宅の一部として整備されたものでないもの
- ⑦ 国、県その他の団体が交付する対象設備に係る補助金等を活用していないものであること。

### (3) 対象設備を設置する住宅の要件

次の要件を全て満たすもの。

- ① **申請者が居住**していること
- ② **既存住宅**（対象設備の設置までに住宅の建築工事が完了しているもの）であること
- ③ 店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものであること
- ④ **共同住宅**に設置する場合は、**自己の居住の用に供する部分に限る**

### 3 補助対象経費

補助対象経費は対象設備の購入費とします。

【対象となる経費の例】

- ・ 設備購入費（置き配ボックス本体及びその一体不可分の設備購入費）

【対象とならない経費の例】

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 対象設備納品にかかる経費（送料、代引手数料、決済手数料など）
- ・ 設置費（取付施工費など）
- ・ 置き配ボックス以外の購入費（別売の鍵、ネームプレート、固定具など）
- ・ 書類作成にかかる経費
- ・ 諸経費、雑費等、使途が明記されていない経費

【注意事項】

- ・ リース方式による設置は対象外とします。
- ・ **割引券又はポイント等を利用した場合は、利用後の金額を補助対象経費とします。**
- ・ **ポイントを付与された場合、補助対象経費からポイント付与分を減額します。**

### 4 申請手続き

#### (1) 申請期間

補助申請は、対象設備の設置完了後、以下の期間内に行ってください。特別な理由がある場合を除いて、申請期間外の申請は出来ません。なお、受付は**先着順**とします。

【補助申請期間】

対象設備の設置を完了した日（支払いが完了していない場合は、支払いが完了した日）から起算して30日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで

#### (2) 申請方法

申請書類は、窓口を持参または郵送のいずれかにより申請することができます。

- ① 鳥取市生活環境課(市役所本庁舎 2 階 25 番窓口)に持参
- ② 鳥取市生活環境課へ郵送 ※郵送先は5ページをご覧ください

#### (3) 予算上限

**本補助金は予算の範囲内で執行しますので、補助申請額の総額が補助金予算額に達した場合、当該年度の補助申請受付を終了し、その旨を鳥取市公式ウェブサイトにて公表します。**

#### (4) その他

- ① 提出書類に不足・不備があった場合は、書類を全て返却し、受付いたしません。書類を全て揃えた上で再度提出し直してください。
- ② 補助要件を満たしていない場合は補助金を交付できません。
- ③ 不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

## 5 提出書類

### (1) 提出書類

申請時に揃える必要のある提出書類は以下のとおりです。

- ① 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 補助対象経費の内訳が記載された領収書の写し（設備購入費がわかるもの）
- ③ 置き配ボックスの仕様を説明する資料の写し
- ④ 対象設備の設置状態及び固定方法がわかる写真
- ⑤ 本補助金の交付を受けようとする者本人の住民票の写し

### (2) 書類作成上の注意事項

- ① 補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ・別添記載例を参考にしてください。
- ② 補助対象経費の内訳が記載された領収書の写し
  - ・領収書のあて名が申請者となっている必要があります。
  - ・費用の内訳が記載されているものがが必要です。
  - ・領収書に内訳の記載がない場合、見積書、請求書などを提出してください。
- ③ 置き配ボックスの仕様を説明する資料の写し
  - ・対象設備の製品名、規格（縦、横及び高さの3辺の長さ、材質等）が記載された資料を提出してください。
  - ・上記事項が記載されたカタログや製品のホームページ等を印刷したものを提出してください。
- ④ 対象設備の設置状態を示す写真
  - ・全体の姿が収まるようにして撮影してください。
  - ・A4用紙にカラー写真を張り付けるか、A4用紙にカラー印刷して提出してください。
- ⑤ 本補助金の交付を受けようとする者本人の住民票の写し
  - ・3か月以内に発行されたものがが必要です。
  - ・申請者の住民票の住所地と申請書類の住所地が一致している必要があります。
  - ・マイナンバー（個人番号）の記載は不要です。マイナンバーが記載された住民票を用いる場合は、マイナンバー部分を油性マジックで塗りつぶすなど閲覧不能にした上でご提出ください。

## 6 市への協力

本補助金を利用された方に対し、再配達の利用状況等についての調査やアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

7 Q & A

Q 1	新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。
A 1	補助対象になりません。補助対象は既存住宅への設置のみです。
Q 2	賃貸住宅は補助対象になりますか。
A 2	申請者が当該住宅に居住していることが補助要件となるため、所有者（貸主）が申請を行うことはできません。賃貸住宅の入居者が申請を行うことは可能ですが、所有者との調整等に市は関与しませんので、当事者間で対応してください。また、アパート等の集合住宅に設置する場合は自己の居住の用に供する部分への設置のみ対象です。エントランス等に設置し、不特定多数の入居者が使用できるものは対象外です。
Q 3	店舗、事業所等は補助対象になりますか。
A 3	補助対象になりません。ただし、延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されている店舗兼住宅は補助対象になります。
Q 4	現在居住していない住居は補助対象になりますか。
A 4	補助対象になりません。補助申請を行う時点において、その住居に実際に居住し、住民登録を行っている必要があります。
Q 5	この補助金は何回でも利用できますか。
A 5	一度この補助金を用いて置き配ボックスを設置した者及び住戸は対象になりません。
Q 6	国や県を含む他の団体の補助金との併用はできますか。
A 6	国や県を含む他の団体の補助金（国補助金等）の併用は禁止です。
Q 7	鳥取市の他の補助制度との併用はできますか。
A 7	鳥取市の他の補助制度との併用はできません。
Q 8	「置き配ボックス本体及びその一体不可分の設備購入費」について、「一体不可分の経費」とはどのような経費ですか。
A 8	置き配ボックス本体以外は補助対象外ですが、鍵やネームプレート、台座などがセットで販売されているケースなどでは、本体部分を分けて算定することができません。このような場合、本体の購入費と分けることができない一体不可分の経費として、補助対象とします。
Q 9	対象設備の要件に「耐久性を備え・・・」とありますが、どのようなものが要件を満たしますか。
A 9	段ボールや不織布など、雨風などにより容易に破損するような製品でなければ対象となります。
Q10	置き配バックは対象になりますか。
A10	対象設備の要件を満たしたバックであれば対象となります。対象設備の要件については 1 ページの 2（2）対象設備の要件をご確認ください。
Q11	補助金の交付を受けた設備について、処分の制限はありますか。
A11	対象設備を設置した日から 10 年間を処分制限期間とし、廃棄、譲渡等は

	<p>できません。やむを得ず期間内に処分等を行う場合は、事前に市の承認を受ける必要があります（天災等による破損の場合は事後で可）、その際は交付した補助金の一部または全部を返還していただく場合があります。</p>
Q12	申請時に揃っていない書類は後日提出でいいですか。
A12	書類が全て揃っていない場合、申請は受付できません。全ての書類が揃ってから申請を行ってください。
Q13	電子申請や郵送での申請は出来ますか。
A13	電子申請は受け付けておりません。郵送での申請は可能ですが、書類に不足・不備等があった場合は受け付けせず、全ての書類を返送いたします。
Q14	本補助金の振込先を申請者名義の口座以外にすることは出来ますか。
A14	本補助金を申請者以外の口座にお振り込みすることはできません。
Q15	申請期間外の申請が認められる場合はどのような場合ですか。
A15	申請者の長期出張や入院などで、申請期間内に申請することが物理的に困難であると認められる場合、遅延理由書を添付してもらうことで申請することが可能となります。
	<p>その他、ご不明な点がございましたら以下のお問い合わせ先までご相談ください。</p>

**【お問い合わせ先】**

鳥取市 市民生活部 環境局 生活環境課 環境政策係

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地

[TEL] (0857)30-8082 [E-Mail] [kankyo@city.tottori.lg.jp](mailto:kankyo@city.tottori.lg.jp)